

# 年次有給休暇手当の支払いに関する協定書

株式会社 商事 と 株式会社 商事労働組合 は、労働基準法第39条第6項但書に基づき次のとおり協定します。

1. 株式 商事 は、年次有給休暇の手当として健康保険法第3条に定める標準報酬日額に相当する金額を支払います。
2. この協定は、平成 年 月 日以降において利用する年次有給休暇から適用します。
3. この協定の有効期間は、ヶ年間とします。ただし、有効期限満了後においても、当事者のいずれかが文書による破棄の通告を期間満了日の 日前にしない限り、有効期間を更新することにします。

平成 年 月 日

使用者職氏名

株式会社 商事  
代表取締役 博多一郎



労働者代表

株式会社 商事労働組合  
執行委員長 福岡太郎

